

第5節 廃棄物・リサイクル対策の推進

1 現状と課題

廃棄物の増大に対応して、それを処理する施設が整備されつつありますが、近年は、環境への負荷の増大に対する懸念や市街化の進展などから、廃棄物処理施設の立地がますます困難となっており、生産、流通、消費の各段階で廃棄物の減量化やリサイクルの取組が進められています。

このような状況の下、国は環境負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法を12年6月に公布し、また、合わせて建設リサイクル法、食品リサイクル法、グリーン購入法を新たに制定するとともに、廃棄物処理法や再生資源利用促進法の改正を行い、循環型社会の形成に向けての法律の整備を行いました。

府においては、府環境を守り育てる条例に基づき、10年9月に府環境基本計画を策定し、その中で環境負荷の少ない循環型社会の構築を掲げているところであり、これまでから廃棄物処理法に基づく適正処理や廃棄物の減量化、容器包装リサイクル法等に基づくリサイクルの推進などを進めています。

また、府循環型社会形成計画を策定し、廃棄物の適正な処理と循環型社会の形成を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

一方、不法投棄については、関係機関と連携し、監視パトロールを強化するとともに、14年12月に府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例を制定し、不法投棄等の防止と原状回復に全庁挙げて取り組み、不法投棄の撲滅に努めています。

2 一般廃棄物対策の推進

減量化・リサイクルの推進

全国のごみの総排出量は、12年度で5,236.0万トンで、国民1人当たりの1日の排出量は1,132gとなっています。一方、府内で排出されたごみの総排出量は12年度で122.3万トンで、府民1人当たり1日の排出量は1,303g（11年度は1,273g）となり、全国平均を上回るごみの排出量となっています。ごみの排出の内訳を見ると、家庭系ごみ（家庭の日常生活に伴って発生したごみ）が約53%（11年度は55%）、事業系ごみ（事業活動に伴って発生したごみで産業廃棄物以外のごみ）が約47%（11年度は45%）となっています。家庭系ごみはほぼ横ばいであるものの、事業系ごみが増加しており全体として年々増加する傾向にあり、5年前と比較すると5.4%増加しています。一般廃棄物は廃棄物処理法において市町村が処理を行うことになっていますが、府内の市町村で処理されるごみの89.0%は焼却処分、7.4%は埋立処分（焼却残さの埋立を除く。）、3.6%は資源化処理され、集団回収を含めたリサイクル率は5.4%となっています。

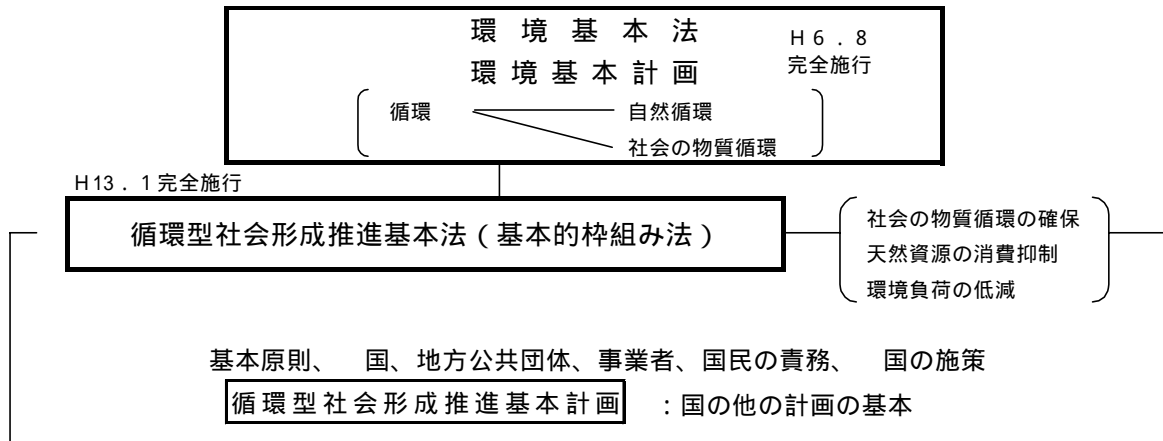
その他プラスチック製容器包装（ペットボトル以外のプラスチック製容器包装）及びその他紙製容器包装（紙パック、段ボール以外の紙製容器包装）の2品目以外は、ほとんどの市町村で分別収集が定着しつつありますが、13年4月から資源有効利用促進法に基づき、既に表示を義務付けているペットボトル等に加え、その他プラスチック製容器包装及びその他紙製容器包装の識別表示が義務付けられ、これにより両品目の分別収集、再商品化も効率的に進みつつあります。

今後は、14年8月に策定した府分別収集促進計画（第3期）に基づき、市町村別の分別収集が円滑に実施されるよう支援します。

また、8年3月に「京都府廃棄物減量化・リサイクル計画」（愛称：「京 晴れ・晴れプラン」）を策定し、この計画の目標とする環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会経済システムの実現に向けて、クリーンリサイクル運動をはじめ、一層の取組を図っています。

従来廃棄物であったものを再生し、再利用するリサイクルシステムを確立するため、13年度から「循環型地域モデル創造事業費補助金」を実施し、市町村等が行う先駆的な取組の支援をしています。これまで、家庭からの廃食用油を地域住民の協力を得て回収し、これを軽油代替燃料（B

図3 - 14 循環型社会の形成の推進のための法体系



< 廃棄物の適正処理 >

< リサイクルの推進 >

(一般的な仕組みの確立)

改正廃棄物処理法
H13.4 完全施行

(現行)
 廃棄物の適正処理
 廃棄物処理施設の設置規制
 廃棄物処理業者に対する規制
 廃棄物処理基準の設定 等

資源有効利用促進法
H13.4 完全施行

(現行)
 再生資源のリサイクル
 リサイクル容易な構造材質等の工夫
 分別回収のための表示
 副産物の有効利用の促進

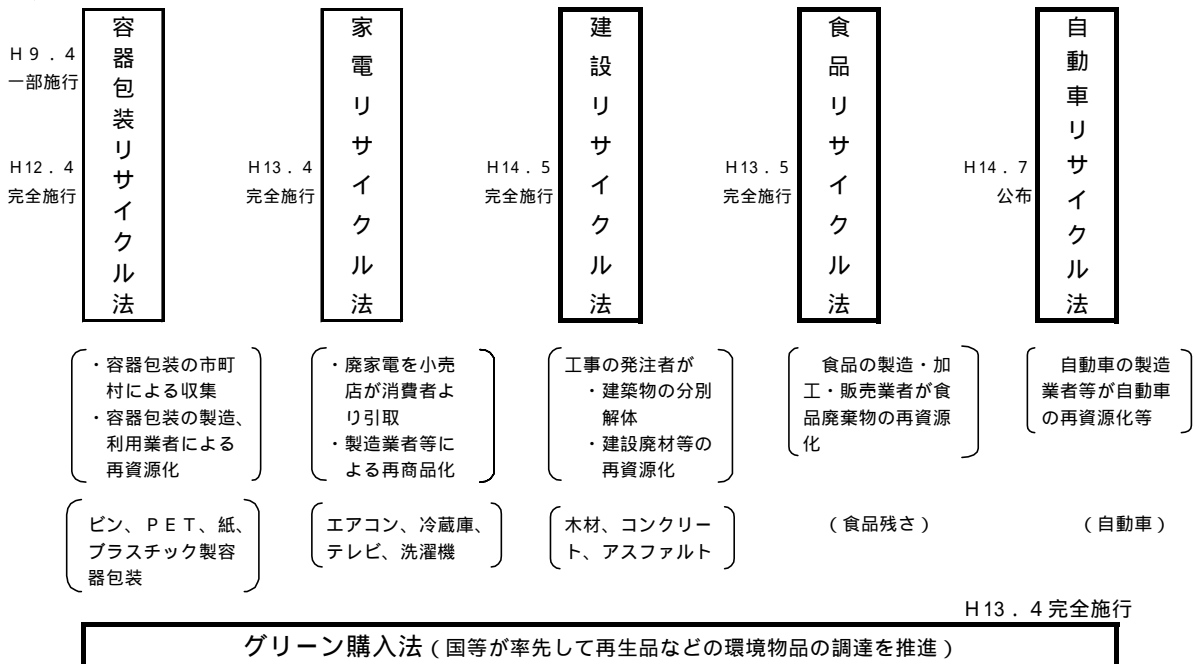
拡充強化

拡充整備

発生抑制対策の強化
 不適正処理対策
 公共関与による施設整備等

リデュース、
 リユース、
 リサイクル

(個別物品の特性に応じた規制等)



DF：バイオディーゼル燃料) にリサイクルしてごみ収集車や市バスの燃料として活用する取組(京都市、城南衛生管理組合)や、集合住宅の生ごみを堆肥化して地元農家が利用し、作った野菜を集合住宅で販売する取組(木津町)などの例があります。

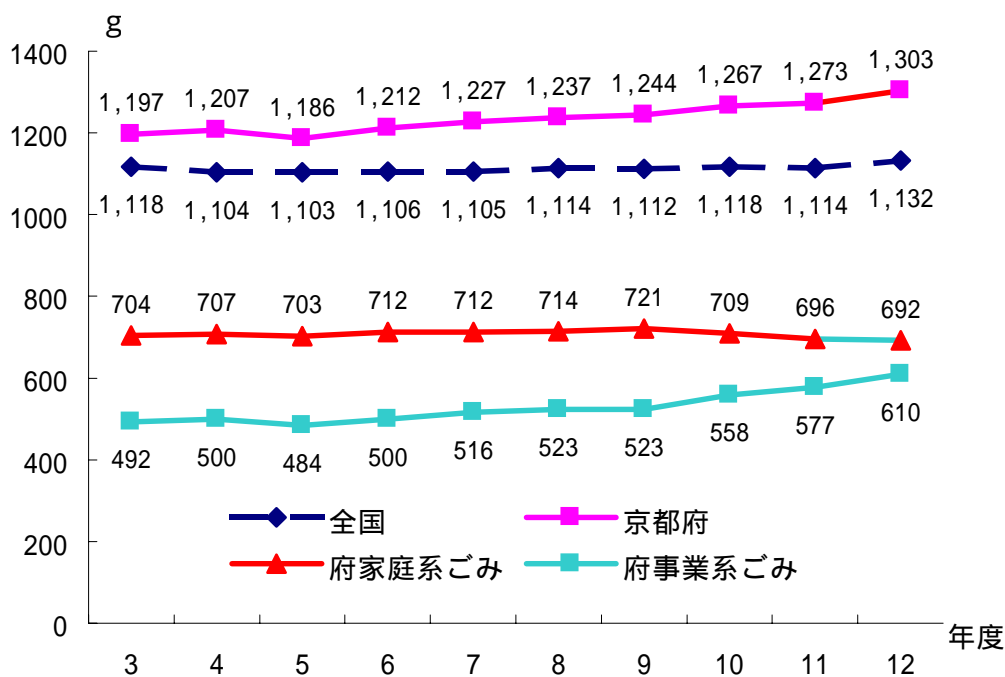
表3 - 40 ごみの総排出量の推移

(単位：千t)

年度		5	6	7	8	9	10	11	12
京都府	家庭系ごみ	655	663	665	668	675	666	653	650
	事業系ごみ	451	466	482	489	490	524	542	573
	合計	1,105	1,129	1,147	1,158	1,165	1,190	1,196	1,223
全国		50,304	50,536	50,694	51,155	51,200	51,593	51,450	52,360

端数処理の関係で合計と一致しない。

図3 - 15 ごみの1人1日当たりの排出量の推移



*15年1月現在

表3 - 41 市町村分別収集計画の概要（品目別分別収集実施市町村数）

（14年10月1日現在）

区分	13年度実績	第3期分別収集計画				
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度（実施率%）
特定分別基準適合物	ガラスびん （無色・茶色・その他）	44				44（100）
	紙製容器包装 （その他紙）	2	21	22	23	24（54）
	P E T ボトル	39	44			44（100）
	プラスチック製容器包装 （その他プラスチック）	21	44			44（100）
法第2条第6項指定物	スチール缶	44				44（100）
	アルミ缶	44				44（100）
	段ボール	26	39	39	42	42（95）
	飲料用紙製容器包装 （紙パック）	30	43			43（98）

- * 「特定分別基準適合物」とは、容器包装の製造販売を行っている事業者にリサイクル義務のある容器包装
- * 「法第2条第6項指定物」とは、容器包装の製造販売を行っている事業者にリサイクル義務が生じない容器包装
- * 「プラスチック製容器包装」には、白色トレイのみを回収する市町村数を含んでいる。白色トレイのみの収集を除いた19年度の実施計画市町村数は41（実施率93%）
- * 「紙製容器包装」とは、紙パック、段ボール以外の紙製容器包装であり、一般的には紙箱、包装紙などが該当

計画的な施設整備の促進

府では、市町村が行う廃棄物処理施設の適正な整備の推進に努めてきたところですが、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の確保が困難となっている中で、従来の「単に燃やして埋める処理」から「廃棄物循環型処理」へ転換していくことが重要な課題となっています。

国においても、市町村の施設整備補助に当たって、市町村が「廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画」を策定することを条件としており、府としても、ごみの減量化・リサイクルを促進する施設（粗大ごみ処理施設等）、環境負荷に配慮した設備（高度処理設備等）の導入の促進に努めています。

府では、ダイオキシン類等ごみ焼却施設などから生じる環境負荷を低減し、「資源循環型」のごみ処理システムを構築するため、11年3月に「京都府ごみ処理広域化計画」を策定し、必要な指導を行っており、丹後地域においては、この計画に基づくごみ処理の広域化が進められています。

また、ごみ処理の広域化等により新施設を整備することに伴い、旧ごみ焼却施設を解体することになりますが、ごみ焼却施設の解体工事については、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に従って実施することとされていることから、府としても、解体工事に要する費用に助成するなど、広域化の促進に努めています。

【京都府ごみ処理広域化計画】

日々地域住民等が排出する大量の廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、ダイオキシン類の発生抑制を目的に、ごみ焼却施設に焦点をあてて、必要な恒久対策を進めるために、11年3月に策定しました。

計画では、広域化への取組の際に必要な市町村の範囲（広域化ブロック）を府内7ブロックに設定し、それぞれのブロックごとに今後のごみ処理の方向性を示すとともに、広域化を図っていく上での課題等について、市町村及び一部事務組合の意向を踏まえ、府の基本的な考え方を示しています。

リサイクル諸法の実施状況

府では、国における各種リサイクル法の施行を受けて、法の円滑施行を図るための取組を行っています。

容器包装リサイクル法については、府分別収集促進計画（第2期）に基づき、市町村等の分別収集等の取組支援を行っています。14年8月にはこの計画をこれまでの実績に基づき改定し、第3期計画（計画期間15年度～19年度）を策定しました。今後も、引き続き分別収集の促進に努めていきます。

家電リサイクル法については、13年4月から本格施行され、消費者が料金を負担し、事業者が回収・リサイクルするシステムが始まりました。府は、法の円滑施行のための周知や市町村を通じて制度の実施状況の把握などに努めているところです。

建設リサイクル法については、14年5月から本格施行され、建設工事や解体工事において発生する資材廃棄物（コンクリート、アスファルト、木材）の分別と再資源化が義務付けられました。府においては、事前に再資源化の目標などを示した実施方針を策定し、事業者に対するPRや解体工事業者の登録を促進するなど制度の円滑な実施に努めてきました。今後とも、工事の届出や工事現場における分別が徹底されるよう、パトロールによる現場指導等を積極的に行い、建設リサイクル制度の定着化を図っていくこととしています。

資源有効利用促進法や食品リサイクル法については、法に基づく事業者等の取組に対し、必要な相談に応じつつ、廃棄物処理法上の取扱などについて必要な指導等を行っています。

グリーン購入法については、環境にやさしい物品等（環境物品等）の調達を推進し、需要面から循環型社会の形成推進を支援しようとするものであり、府においては、地球にやさしい21世紀府庁プラン等に基づいて、環境にやさしい物品等の調達を既に実施しているところですが、法の趣旨に即して、府のグリーン調達方針を13年11月に策定しました。また、今後府内の市町村、事業者等にも同様の取組が広がるよう、ネットワーク組織の構築等を検討し、更なる推進を図っていく予定です。

更に、14年7月には、使用済み自動車のリサイクル・適正処理を図るシステムとして、自動車リサイクル法が制定されたところであり、本法については、2年6ヶ月以内に全面施行されることとなっていることから、今後、本法の円滑な施行に努めてまいります。

表3 - 42 ごみの処理状況の推移

(単位：%)

年度	5	6	7	8	9	10	11	12
焼却	85.7	86.1	85.8	86.3	87.9	87.2	89.1	89.0
埋立	11.6	11.2	11.5	10.9	8.6	9.0	7.5	7.4
資源化	2.7	2.7	2.7	2.8	3.4	3.8	3.4	3.6
リサイクル率	3.7	3.8	3.9	4.1	4.7	5.3	5.2	5.4

(注) ゴミの総排出量から自家処理量を除いた量について処理の内容を算定しています。

リサイクル率(%) =

$$(\text{公共資源化量} + \text{集団回収量}) / (\text{収集ごみ及び直接搬入ごみ} + \text{集団回収量}) \times 100$$

散乱ごみ等発生防止策の推進

府においては、府環境を守り育てる条例第29条において、ごみの投棄を禁止しており、府内12市町では、それぞれ独自のポイ捨て禁止条例を制定しているところです。

しかしながら、依然として道路、河川、森林などへのごみの不法投棄が見られることから、府では「不法投棄等撲滅京都府民会議」の設置などにより、市町村と連携しながら、府民等へ不法

投棄の未然防止に対する啓発等を実施しています。

表 3 - 43 ポイ捨て禁止条例の制定状況

14年 8月 1日現在

市町村名	制定年	名 称
京 都 市	9 年	京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例
舞 鶴 市	59年	舞鶴市環境美化条例
宇 治 市	11年	宇治市環境美化推進条例
京田辺市	10年	京田辺市まちをきれいにする条例
大山崎町	14年	大山崎町生活環境美化に関する条例
美 山 町	4 年	美山町美しい町づくり条例
園 部 町	2 年	生活を見直し町を美しくする条例
日 吉 町	9 年	日吉町の自然を守り町を美しくする条例
瑞 穂 町	10年	瑞穂町生活環境美化に関する条例
和 知 町	9 年	和知町美しいまちづくり条例
大 江 町	13年	大江町環境にやさしいまちづくり条例
網 野 町	13年	網野町美しいふるさとづくり条例

3 産業廃棄物対策の推進

減量化・リサイクルの推進

全国の産業廃棄物の総排出量は11年度推計値で40,000万トンとなっています。

一方、府内の産業廃棄物の総排出量は11年度推計値で550万トンとなっており、排出量の内訳は、汚泥が全体の48.1%を占め最も多く、次いでがれき類が26.8%、動物のふん尿が6.2%の順となっており、これら3種類で全体の81.1%を占めています。

産業廃棄物の排出量を業種別に見ると、上・下水道業が30.2%、建設業が30.1%、製造業が25.2%の順となっており、これら3業種で85.5%を占めています。

11年度に府内で発生した産業廃棄物の処理状況は図 3 - 16のとおりです。

適正処理の推進

(1) 産業廃棄物排出事業者の監視・指導

産業廃棄物を排出する事業者に対して立入検査を実施し、産業廃棄物の減量化・再生利用の促進、適正な処理・処分等について監視・指導の徹底を図っています。

府では、排出事業者からの産業廃棄物処理報告及び産業廃棄物実績報告書等のデータの電算機による管理、集計、分析を行う産業廃棄物情報管理システムを整備し、産業廃棄物の処理状況の把握や実態推計等を行い、産業廃棄物対策の推進及び効果の把握に努めています。

また、多量排出事業者に対しては、7年度から要綱を定め減量化指導を実施してきましたが、13年度からは、多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の作成が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により義務付けられ、多量に産業廃棄物を排出する事業所（産業廃棄物の発生量が年間1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が年間50トン以上）に対して産業廃棄

物の減量化を含めた処理計画の策定を指導し、提出された計画を公表するとともに、次年度以降、当該年度の処理計画の策定と前年度の実施状況の報告を求めています。

(2) 産業廃棄物処理施設の許可状況

府内の法許可対象の産業廃棄物処理施設は、中間処理施設が231施設、最終処分場が16施設となっています。

(3) 産業廃棄物処理業者の許可状況

産業廃棄物処理業者の知事許可件数は、13年度末現在1,988件で、うち96.2%は収集運搬のみの許可件数であり、京都市長許可件数は、13年度末現在1,708件で、うち97.2%は収集運搬のみの許可件数です。

(4) 産業廃棄物情報管理システムの整備

排出事業者からの産業廃棄物処理報告及び産業廃棄物実績報告書等のデータの電算機による管理、集計、分析を行う産業廃棄物情報管理システムを整備し、産業廃棄物の処理状況の把握や実態推計等を行い、産業廃棄物対策の推進及び効果の把握に努めています。

図3 - 16 産業廃棄物の処理状況（平成11年度推計値）

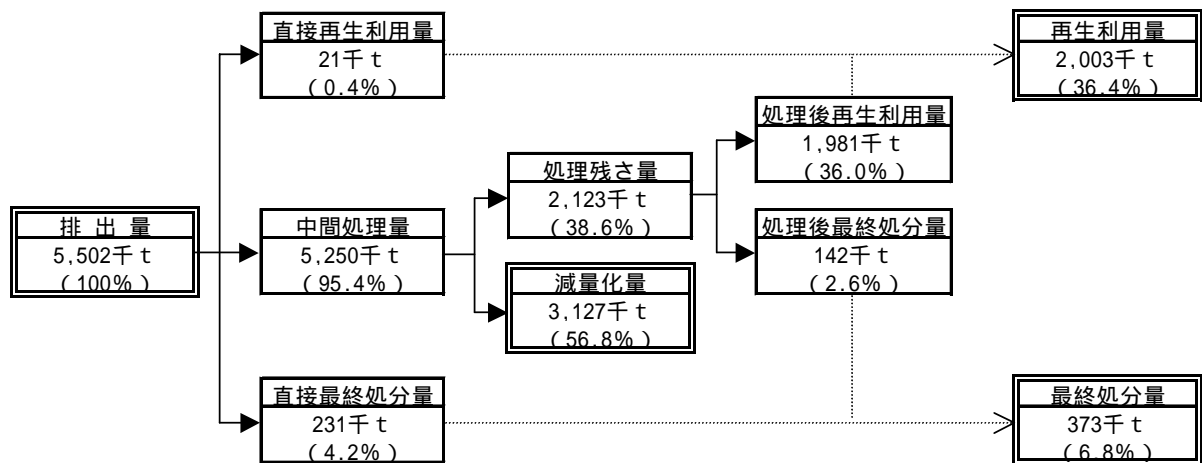


図3 - 17 産業廃棄物の種類別排出状況

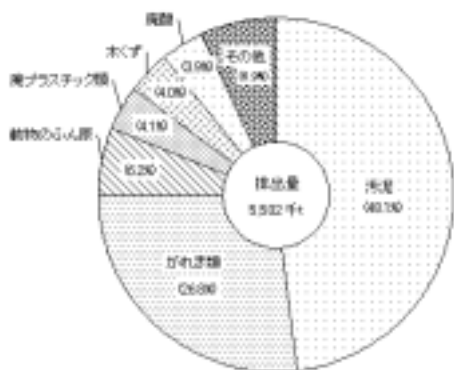


図3 - 18 産業廃棄物の業種別排出状況

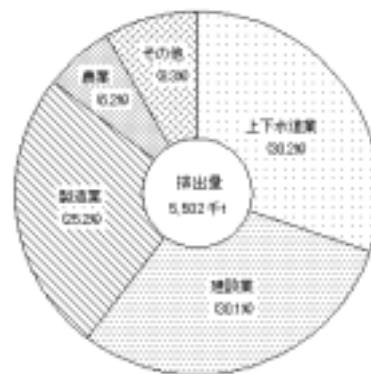


図3 - 19 産業廃棄物の種類別の再生利用率、減量化率、最終処分率

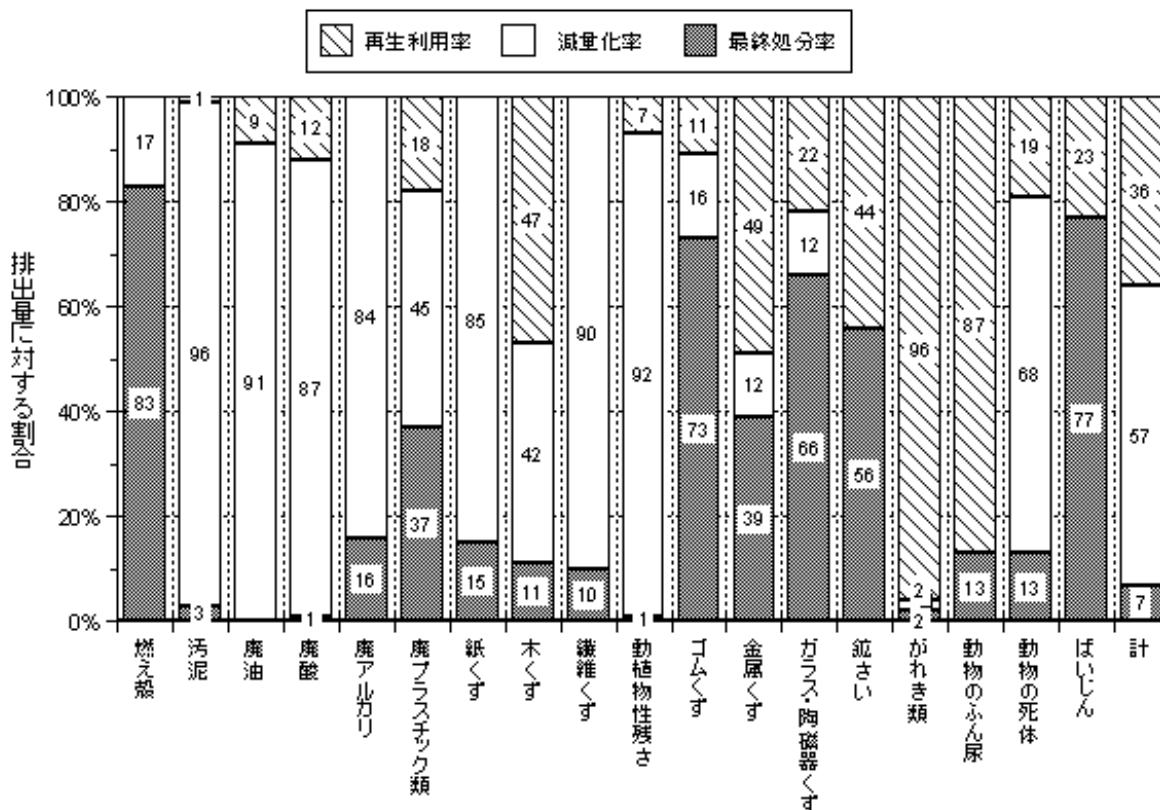


表3 - 44 産業廃棄物排出事業所立入検査数の推移

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
京 都 府	209	200	207	242	269	305	303	597	738	1,275	1,994	2,740
京 都 市	145	166	72	121	189	187	225	241	82	185	206	130
計	354	366	279	363	458	492	528	838	820	1,460	2,200	2,870

公共関与による施設整備の推進

(1) ㈱京都環境保全公社に対する指導等

産業廃棄物の適正処理を確保するため、㈱京都環境保全公社に対して、府、市、府内企業44社が出資し、公共関与による広域処理体制の整備を図っています。同公社は、瑞穂環境保全センター（積替え、最終処分場）を58年10月、伏見環境保全センター（積替え、中間処理施設）を59年12月（焼却炉は7年12月に更新）に完成し、府内における一貫処理システムとして産業廃棄物適正処理事業を実施しています。

(2) 大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）への参画

広域臨海環境整備センター法の規定に基づき、近畿2府4県195市町村を対象圏域とし、廃棄物の海面埋立による適正処理と秩序ある港湾整備を図る大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）については、57年3月、事業主体である大阪湾広域臨海環境整備センターが設立され、府及び京都市は同センターに出資及び役職員派遣を行い、また、京都市以外の関係26市町村も出資を行い、同事業の促進を図っています。

4 ダイオキシン対策の推進

国における動き

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオ

キシシ（PCDD）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称で、塩素が存在する状態で有機物を燃焼させたときなどに意図せずに生成される有機塩素化合物です。

今日では、廃棄物の焼却が主な発生源となることが解明されていますが、毒性が非常に強く分解しにくいいため、環境汚染が問題となっています。このため、11年7月には「ダイオキシン類対策特別措置法」が成立し、12年1月に施行されました。同法に基づき大気、水質・底質及び土壌に係る環境基準が設定され、常時監視調査の実施、小規模焼却炉に係る規制等の対策が進められています。

府における取組

これまで府では、府民生活に不安と心配をもたらしているダイオキシン類問題に対応し、府施設の小規模焼却炉の廃止、府独自のモニタリング調査、廃棄物処理施設への立入指導等を進めてきたところです。12年度からは、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく一般環境の常時監視や焼却炉等のダイオキシン類を発生する施設への立入調査など、総合的な対策を実施しています。

また、ダイオキシン類・環境ホルモン等有害化学物質への対応として、10年8月に庁内に「ダイオキシン対策等庁内連絡会議」を設置し、国や他府県等のダイオキシン問題等の動向や府の実態について情報交換を行うとともに、総合的な対応の検討を進めています。今後は、国において進められている調査・研究等の動向や科学的知見の集積等の情報収集に努め、常時監視結果等とあわせて必要な対策を講じていくこととしています。

監視・測定

府及び京都市においては、ダイオキシン類の一般環境への影響を把握するため、大気、水質、底質、土壌の調査を、また、発生源調査として、ダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物処理法の対象施設のダイオキシン類調査、事業者の自主測定結果の報告受理を実施しており、13年度に実施した結果は以下のとおりです。

(1) 大気

調査は、一般環境18地点、発生源周辺環境7地点で年4回実施し、いずれの地点においても環境基準値(年平均値0.6pg-TEQ/)を下回っています。

表3 - 45 大気環境中のダイオキシン類調査結果

(単位：pg-TEQ/)

区 分		調 査 地 点	年 平 均 値	範 囲
一 般 環 境	京 都 市 内	左京保健所(京都市)	0.083	0.0018 ~ 0.18
		市役所(京都市)	0.050	0.019 ~ 0.71
		山科保健所(京都市)	0.11	0.022 ~ 0.17
		生活環境事務所(京都市)	0.095	0.037 ~ 0.21
		南区役所久世出張所(京都市)	0.094	0.042 ~ 0.19
		右京保健所(京都市)	0.040	0.011 ~ 0.091
		大気局醍醐(京都市)	0.076	0.028 ~ 0.12
		伏見区役所(京都市)	0.099	0.025 ~ 0.16
		久我のもり図書館(京都市)	0.13	0.056 ~ 0.21
	京 都 市 外	宇治測定局(宇治市)	0.37	0.040 ~ 0.90
		久御山測定局(久御山町)	0.30	0.061 ~ 0.95
		精華測定局(精華町)	0.29	0.041 ~ 0.50
		亀岡測定局(亀岡市)	0.092	0.015 ~ 0.23
		京北総合庁舎(京北町)	0.055	0.013 ~ 0.087
		園部総合庁舎(園部町)	0.10	0.012 ~ 0.27
		福知山測定局(福知山市)	0.067	0.014 ~ 0.13
		東舞鶴測定局(舞鶴市)	0.16	0.036 ~ 0.39
		峰山総合庁舎(峰山町)	0.063	0.017 ~ 0.16

区 分		調 査 地 点	年平均値	範 囲
発生源周辺環境	京都市内	大岩街道周辺(京都市)	0.16	0.11 ~ 0.26
	京都市外	綾部市	0.053	0.0076 ~ 0.14
		福知山市	0.059	0.013 ~ 0.17
		弥栄町	0.11	0.0066 ~ 0.30
		大宮町	0.053	0.0082 ~ 0.17
		網野町	0.040	0.014 ~ 0.090
		久美浜町	0.034	0.012 ~ 0.081
環 境 基 準			0.6	

*pg(ピコグラム)は1兆分の1グラム

(2) 水質・底質

調査は、公共用水域として、河川37地点、海域11地点で実施し、水質に係る環境基準値(水質: 1pg-TEQ/?、底質: 150pg-TEQ/g)を下回っています。

表3 - 46 公共用水域の水質・底質の調査結果

調 査 地 点	水質 (pg-TEQ/?)	底質 (pg-TEQ/ g)
鴨川 高橋(京都市)	0.07	0.66
鴨川 出町橋(京都市)	0.10	0.82
鴨川 三条大橋(京都市)	0.073	0.29
鴨川 京川橋(京都市)	0.13	1.3
西高瀬川 上河原橋(京都市)	0.66	14
高野川 河合橋(京都市)	0.073	0.25
西羽束師川 巖橋(京都市)	0.40	1.1
有栖川 溝口橋(京都市)	0.30	0.74
天神川 阪急電鉄高架下(京都市)	0.13	1.2
清瀧川 落合橋(京都市)	0.073	0.26
小畑川 府市境界点(京都市)	0.076	0.32
山科川 新六地藏橋(京都市)	0.15	1.7
小畑川 小畑橋(大山崎町)	0.15	-
大谷川 二ノ橋(八幡市)	0.46	-
田原川 蛸橋(宇治田原町)	0.12	-
和束川 菜切橋(加茂町)	0.13	0.55
犬飼川 並河橋(亀岡市)	0.070	-
弓削川 寺田橋(京北町)	0.072	1.6
由良川 安野橋(美山町)	0.067	0.29
棚野川 和泉大橋(美山町)	0.093	1.2
園部川 神田橋(八木町)	0.072	-
高屋川 黒瀬橋(丹波町)	0.10	-
由良川 山家橋(綾部市)	0.11	-
上林川 五郎橋(綾部市)	0.073	-
八田川 八田川橋(綾部市)	0.14	-
犀川 小貝橋(綾部市)	0.30	-
牧川 天津橋(福知山市)	0.14	-
宮川 宮川橋(大江町)	0.073	-
伊佐津川 相生橋(舞鶴市)	0.068	-
河辺川 第一河辺川橋(舞鶴市)	0.11	-
大手川 京口橋(宮津市)	0.096	-
野田川 六反田橋(加悦町)	0.13	-
野田川 堂谷橋(野田川町)	0.19	-
福田川 新川橋(網野町)	0.13	-
竹野川 荒木野橋(丹後町)	0.15	-
宇川 宇川橋(丹後町)	0.082	-
佐濃谷川 高橋橋(久美浜町)	0.097	-
舞鶴湾 キンギョ鼻地先(舞鶴市)	0.10	-
舞鶴湾 恵比須埼地先(舞鶴市)	0.069	-
舞鶴湾 念仏鼻地先(舞鶴市)	0.068	-

調査地点	水質 (pg-TEQ/?)	底質 (pg-TEQ/g)
舞鶴湾 榑崎地先 (舞鶴市)	0.16	-
宮津湾 江尻地先 (宮津市)	0.066	3.0
宮津湾 島崎地先 (宮津市)	0.068	4.7
阿蘇海 野田川流入点 (宮津市)	0.075	6.0
阿蘇海 中央部 (宮津市)	0.068	25
阿蘇海 溝尻地先 (宮津市)	0.068	27
久美浜湾 湾口部 (久美浜町)	0.11	-
久美浜湾 湾奥部 (久美浜町)	0.10	-
環境基準	1	150 14年9月1日から適用

(3) 地下水

地下水調査として、31地点で調査を実施したが、いずれの地点においても水質に係る環境基準値 (水質 : 1 pg-TEQ/?) を下回っています。

表 3 - 47 地下水中の調査結果

調査地点	水質 (pg-TEQ/?)	調査地点	水質 (pg-TEQ/?)		
京都市内	北区	0.069	京都市外	美山町	0.068
	左京区	0.068		八木町	0.066
	東山区	0.069		丹波町	0.065
	山科区	0.068		綾部市	0.066
	南区	0.066		福知山市	0.065
	右京区	0.073		福知山市	0.096
	西京区	0.066		大江町	0.080
	伏見区	0.070		舞鶴市	0.065
京都市外	大山崎町	0.068		舞鶴市	0.065
	宇治市	0.065		宮津市	0.066
	八幡市	0.066		加悦町	0.065
	宇治田原町	0.066		野田川町	0.065
	加茂町	0.070		網野町	0.070
	亀岡市	0.067		丹後町	0.065
	亀岡市	0.065		久美浜町	0.065
	京北町	0.066		環境基準	1

(4) 土壌

一般土壌として43地点で調査を、発生源周辺土壌として20地点で調査を実施し、いずれの地点においても土壌に係る環境基準値 (土壌 : 1,000pg-TEQ/g) を下回っています。

(5) 発生源のダイオキシン

ア ごみ焼却施設 (市町村設置)

府内の市町村が設置するごみ焼却施設22施設において、14年3月末までに市町村が実施した排ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果については、基準値の超過はありませんでした。

なお、14年12月以降適用される法定基準値を上回っている施設が3施設ありましたが、全て改良等の措置がとられています。

イ 事業者の設置する廃棄物焼却施設

府内に設置されるダイオキシン類対策特別措置法対象施設については、14年3月末現在で315施設 (廃棄物焼却施設等の大気関係施設261施設、廃ガス洗浄施設等の水質関係施設54施設) あり、事業者 (市町村等を含む。) が1年に一回以上自主測定を行い、府や京都市に測定結果を報告することが義務付けられています。また、一部の施設については、府や京都市が、毎年計画的に行政検査を実施しているところです。

表3 - 48 一般土壌及び発生源周辺土壌の調査結果

(pg-TEQ/g)

区分	調査地点	調査結果	区分	調査地点	調査結果	
一般環境把握調査	京都市内	北区(蟹ヶ坂公園)	0.0013	セ京 ン都 タ市 内 周 辺 ク リ ン	伏見区(横大路運動公園東角)	2.1
		北区(烏帽子公園)	0.24		伏見区(横大路運動公園南角)	9.1
		北区(紫野柳公園)	0.17		伏見区(府営住宅羽束師団地)	0.065
		上京区(翔鷲公園)	0.029		伏見区(宇治川公園 西端)	0.14
		上京区(小川公園)	0.085		伏見区(岸ノ下公園)	8.7
		左京区(忠在地中公園)	0.28		伏見区(石田処理場内)	8.0
		左京区(鷺公園)	1.6		伏見区(町並公園)	0.44
		左京区(檜峠公園)	1.4		伏見区(鍵屋公園)	2.1
		左京区(蓼原公園)	1.8		伏見区(石田大山公園)	0.055
		中京区(円町公園)	1.9		伏見区(中山田公園)	0.086
		中京区(富小路殿公園)	7.5		京田辺市	1.2
		東山区(高台寺公園)	0.00073		加茂町	0.15
		山科区(東山台公園)	1.6		和束町	0.094
		山科区(高岩公園)	1.5		精華町	2.0
		山科区(檀ノ浦公園)	0.10		園部町	0.84
		下京区(綾西公園)	4.2		八木町	0.034
		下京区(御所の内公園)	0.14	大宮町	0.50	
		南区(三の宮公園)	2.6	大宮町	0	
		南区(上久世第二公園)	0.0017	網野町	0.19	
		右京区(太秦乾公園)	0.24	網野町	0.0041	
		右京区(一ノ井公園)	0.47			
		右京区(谷口の森公園)	0			
		右京区(井御料公園)	2.9			
		西京区(木ノ曾公園)	8.8			
		西京区(峰ヶ堂第二公園)	0.0013			
		西京区(蛸田公園)	0.0021			
		西京区(西境谷北公園)	0.73			
		伏見区(桜島公園)	16			
		伏見区(西伊達公園)	0.0037			
		伏見区(堀端公園)	3.0			
		伏見区(久我西出第二公園)	0.094			
		伏見区(桃山島津公園)	0.22			
		伏見区(大島公園)	1.3			
	伏見区(羽束師鴨川第四公園)	5.7				
	京都市外	井手町	0.041			
		山城町	0.21			
		丹波町	5.5			
		日吉町	0.027			
		瑞穂町	0.012			
		和知町	0.00070			
		夜久野町	0.0014			
		岩滝町	0.011			
		伊根町	11			
				環境基準	1000	

これらの13年度の測定結果については、府の行政検査において、2施設で基準値を超過したため、事業者に対し、改善等が完了するまで施設の使用を停止させるとともに、原因究明と必要な改善等を行うよう指導しました。自主測定分については、現在適用されている基準値の超過はありませんでした。

なお、14年12月以降適用される法定基準値を上回っている改善が必要な施設がありました。

ウ 最終処分場

府は、府内(京都市を除く)に設置されている安定型の産業廃棄物最終処分場(廃棄物処理法の許可対象施設)について、浸出水のダイオキシン類濃度の測定を実施しました。安定型最終処分場については、基準値等はありませんが、水質の環境基準と比べても下回っている濃度でした。

表3 - 49 大気基準適用施設のダイオキシン類測定結果

区分	特定施設の種類	地域	項目	測定数	測定結果
自主測定	廃棄物焼却炉	京都市内	排出ガス	68	0 ~ 78ng-TEQ/m ³
			ばいじん	37	0.00000045 ~ 17ng-TEQ/g
			燃え殻	45	0.00000096 ~ 10ng-TEQ/g
		京都市外	排出ガス	124	0 ~ 52ng-TEQ/m ³
			ばいじん	83	0 ~ 14ng-TEQ/g
			燃え殻	112	0 ~ 15ng-TEQ/g
アルミ合金製造用 溶解炉・乾燥炉	京都市内	排出ガス	8	0.025 ~ 0.14ng-TEQ/m ³	
行政検査	廃棄物焼却炉	京都市内	排出ガス	21	0.00089 ~ 49ng-TEQ/m ³
			排出ガス	10	0.0016 ~ 190ng-TEQ/m ³
		京都市外	ばいじん	9	0.023 ~ 18ng-TEQ/g
			燃え殻	11	0.0023 ~ 4.5ng-TEQ/g

表3 - 50 水質基準適用事業場のダイオキシン類測定結果

(単位：pg-TEQ/?)

区分	特定施設の種類	地域	項目	測定数	測定結果
自主測定	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水を排出する灰貯留施設	京都市内	事業場排水	1	3.7
		京都市外		4	0.0016 ~ 0.044
		京都市内		4	0.023 ~ 0.15
		京都市外		6	0.0026 ~ 0.32
行政検査	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水を排出する灰貯留施設	京都市外	3	0.00036 ~ 0.12	
		下水道終末処理施設	京都市外	2	0.0036 ~ 0.0041

* 京都市外の測定数について、施設が重複しているものは下水道終末処理施設にカウントしている。

表3 - 51 最終処分場のダイオキシン類測定結果

区分	調査地点	放流水
産業廃棄物 最終処分場 (安定型)	園部町	0.0079 ~ 0.40pg-TEQ/?
	綾部市	
基準値		なし 参考 管理型処分場排出基準：10 水質環境基準：1

5 不法投棄対策の推進

13年4月、不法投棄等の防止と原状回復に全庁挙げて取り組むため、副知事を本部長とする「不法投棄等特別対策本部」を設置するとともに、具体的な環境侵害事案に、初期の段階からの確に対応できるよう、本庁に「不法投棄等特別対策機動班」を、各地方振興局に「不法投棄等特別対策地域機動班」を設置したところであり、特に地域機動班においては、地元市町村、地元警察署の参加も得て、連携の強化を図りました。

更に、全国に先駆け、不法投棄等を専門に担当する「不法投棄等特別対策室」を設置し、行政指導を無視する悪質な事案に対して、警察本部「環境犯罪特別捜査隊」と一体となった指導・取締りを行うなど体制整備を図りました。

また、警察官OBの産業廃棄物不法投棄等監視員を10名配置して、府内一円のパトロールを実施し、特に重点地域においては、休日も含めた監視パトロールを強化しているほか、府県を越えて移動する産業廃棄物の実態把握及び適正処理の指導のため、隣接府県との府県境における合同監視活動も実施

し、不法投棄等の監視の強化を図っています。

更に、14年12月には、独自の規制等を盛り込んだ「京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」を制定したほか、「特別対策機動班特別チーム」の配置や「産業廃棄物不法投棄情報ダイヤル」の設置により、監視・指導体制をより強化しています。

しかし、これらの不法投棄を撲滅するためには、行政指導や取締りの強化は必要ですが、まず、府民一人ひとりの「不法投棄をしない、させない、許さない」という気運を盛り上げることが重要であり、このため、13年6月、府内の府民団体、事業者団体、行政機関等27団体で構成する「不法投棄等撲滅京都府民会議」を設置し、地域住民と協働した府民運動の展開や未然防止対策の推進を提唱しました。この提唱を受け、地域版府民会議が府内各地で設置され、不法投棄を許さない地域づくりが展開されているところです。

表3 - 52 産業廃棄物の不法投棄の状況等

(不法投棄・野焼きの指導状況)

		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
立入指導件数	不法投棄	302	183	482	1,711	2,884
	野焼き	283	422	711	632	892
立入指導箇所数	不法投棄	50	51	119	234	341
	野焼き	132	146	186	267	310

(府の不法投棄対策の経過)

・ 2年12月	産業廃棄物の不法投棄防止パトロール等実施要領の作成
・ 3年6月	京都府違法開発等対策(地域)機動班の設置
・ 11年4月	産業廃棄物不法投棄等監視員(警察官OB3名)の設置
・ 11年4月	野焼き立入等指導マニュアルの作成
・ 11年6月	不法投棄立入等指導マニュアルの作成
・ 11年6月	京都府環境犯罪対策協議会の設置
・ 12年4月	循環型社会推進課に現職警察官の配置
・ 12年4月	産業廃棄物不法投棄等監視員の増員(3名 4名)
・ 13年4月	京都府不法投棄等特別対策本部の設置
・ 13年4月	京都府不法投棄等特別対策(地域)機動班の設置
・ 13年4月	産業廃棄物不法投棄等監視員の増員(4名 8名)
・ 13年4月	不法投棄等特別対策室の設置
・ 13年5月	不法投棄等防止旬間を実施
・ 13年6月	不法投棄等撲滅京都府民会議の設置
・ 13年9月	広域合同監視活動を実施
・ 14年1月	不法投棄等撲滅パトロールを開始
・ 14年11月	産業廃棄物不法投棄等監視員の増員(8名 10名)
・ 14年12月	不法投棄等特別対策室に「不法投棄等特別対策機動班特別チーム(機動班ST)」を配置
・ 14年12月	産業廃棄物不法投棄情報ダイヤルの開設
・ 14年12月	京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例を制定